

令和7年10月22日

開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第16条第2項の規定に基づき、開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社日本政策投資銀行が開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
九州支店	福岡市中央区天神二丁目12番1号	福岡市中央区天神一丁目11番1号	2025年7月22日

(2) 変更の理由

九州支店移転のため